

議案第66号

大田原市老人介護支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市老人介護支援センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市老人介護支援センター設置条例の一部を改正する条例

大田原市老人介護支援センター設置条例（平成12年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本町1丁目3番1号」を「本町1丁目4番1号」に改める。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる支援に関すること。

第3条第4号中「在宅介護支援センター」の次に「及び大田原市地域包括支援センター」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成31年1月4日から施行する。